

○財務省告示第七十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基き、平成二十八年五月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 国庫短期証券（第六百八回）

二 発行の根拠 東日本大震災からの復興のため
の施策を実施するために必要なる
財源の確保に関する特別措置法
（平成二十三年法律第一百七

三 振替法の適用等

号）第六十九条第四項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項並びに財政法（昭和二十
二年法律第三十四号）第七条第
六項、法律第九号）第九條第十
並びに特別会計に関する法律第
八十三條第一項、第九十四條第
二項、同条第四項、第九十五條
第一項、第三百三十七條第一項
及び第三百三十七條第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札（以下「価格競争入札発行」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法
入札競争
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り

口 国債市場
特別参加
各国債市場特別参加者ごとの応募

限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六 イ 発行競争額

入札競争額

額九千万円
億九千万円
のうち、東日本大震災から復興に必要なための財源の確保に関する特別措置法第六十九條第四項の規定に基づき発行した金額で四十九億六千万円（平成十九年度予算分）、特別会計に關する法律第四十六條第一項の規定

九 振替 単位	八 額最 低額 面金	七 イ 払込 金額					七 ロ 行争非者特 札格第I加					七 ロ 行争非者特 札格第I加													
		行争 入札 発競	非 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行争 入札 発競	非 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	面 金 額	た 割 引 短 期 国 債	面 金 額	た 政 府 短 期 証 券	条 第 一 項 の 規 定	三 十 六 条 第 一 項 及 び 第 三 十 七 条	四 項 、 第 九 十 四 条 第 二 項 、 同 条 第 一 百 第 一 項	に 関 す る 法 律 第 八 十 三 条 第 一 項	法 第 九 条 第 一 項 並 び に 特 別 會 計	法 第 七 条 第 一 項 、 財 政 資 金	千 七 百 四 十 一 億 四 千 萬 圓	に つ い て は 、 額 面 金 額 で 一 兆 二 百 億 圓
振替法の規定による振替口座簿	五 あ を 千 萬 圓 （ た だ し 、 最 低 額 面 金 額 を 五 萬 圓 と す る 省 令 の 改 正 が あ つ た 場 合 、 そ の 施 行 の 日 か ら ）				二 萬 圓	二 千 二 百 八 十 二 億 四 千 六 百 二 十 萬 圓	二 兆 二 千 七 百 九 十 九 億 四 千 百 十 萬 圓							面 金 額 で 二 千 二 百 七 十 五 億 圓	た 割 引 短 期 国 債 に つ い て は 、 額	面 金 額 で 四 千 九 百 九 十 九 億 九 千	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 發 行 し	三 十 六 条 第 一 項 及 び 第 三 十 七 条	四 項 、 第 九 十 四 条 第 二 項 、 同 条 第 一 百 第 一 項	に 関 す る 法 律 第 八 十 三 条 第 一 項	法 第 九 条 第 一 項 並 び に 特 別 會 計	法 第 七 条 第 一 項 、 財 政 資 金	千 七 百 四 十 一 億 四 千 萬 圓	に つ い て は 、 額 面 金 額 で 一 兆 二 百 億 圓	に 基 づ き 發 行 し た 割 引 短 期 国 債

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	発行
払込	者入	場所	元償	償	行争	非者	特	国	入	価	発	行	行			
日期	札参	加	金支	還	入札	価	・第	債市	札発	格競	行争	行	行			
日	加		払額	金額	発	I	加場	場	行	争	格	日				
平成二十八年五月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十八年五月二十二日		銭八厘	額面金額百円につき百円三十二	格八厘以上	額面金額百円につき百円三十一	平成二十八年五月二十日	する。	額の整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金の